第９１号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成２５年９月１７日

提出者　足立区長　　近　藤　弥　生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

１　債権の内容　　足立区生業資金貸付金

２　債　務　者

（１）主たる債務者　[redacted]

（２）連帯保証人　[redacted]

３　放棄する債権の額　１，４７６，２００円

４　放棄の理由　　主たる債務者は自己破産し、連帯保証人も時効の援用を主張しており、債権を回収することができる見込みがないため。

（提案理由）

債権の放棄について、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。